

## よこはま夢ファンド登録団体助成金の増額または減額する金額の設定方法について

### 1 経緯

よこはま夢ファンドの登録団体助成金の審査は、登録団体助成金交付要綱 第6条第2項に定めるとおり、推進委員会が審査基準を決定し、交付先及び金額等を審査しています。

この審査基準や団体へ交付する基準額の考え方は、推進委員会で審議・決定した内容を、登録団体助成金の募集要項に記載しています。

現在、登録団体助成金の募集要項にのみ記載している審査基準や団体へ交付する基準額の考え方を、新たに定める「審査要領（仮称）」に記載し明文化するため、方向性を市民活動運営支援事業部会で協議しました。

### 2 明文化の方向性

#### (1) 審査基準

現行どおり

①公益性、②計画性、③活動の継続性及び発展性、④先駆性、独創性、専門性、⑤公開性の5つの評価項目に基づいて、審査の結果、160点以上200点未満の場合は増額対象、120点未満の場合は減額対象となり、増額または減額交付とする。

#### (2) 団体基準助成額の設定方法

現行どおり

審査により増額または減額する際の基準とする団体助成基準額を設け、その額は助成申請額と活用希望寄附金額の大小を比較して決定する。

#### (3) 増額または減額する際の金額

増額または減額する際の金額は、現在は基準を設けずに部会での話し合いによって金額を決めていますが、増減幅について基準を設定することとします。

#### 【市民活動運営支援事業部会で検討した基準の方向性】

(ア)・登録団体が団体助成基準額より多く申請する場合は、申請額は基準額の2割増までとします。(申請段階の上限)

・増額対象となる案件の助成金額については、申請額を上限とし、部会で審議のうえ決定します。

(イ) 減額対象となる案件の助成金額については、基準額の1割減を下限とし、部会で審議のうえ決定します。

### 3 今後の進め方

今回の意見を反映した「審査要領」（仮称）の案を作成し、次回の部会及び推進委員会でご審議いただきます。

## 参考1 よこはま夢ファンド登録団体助成金交付要綱

第1条 この要綱は、横浜市市民活動推進基金を活用し、特定非営利活動法人の公益的活動に要する経費の一部を助成するよこはま夢ファンド登録団体助成金（以下「助成金」という。）の交付等について、必要な事項を定める。

2 よこはま夢ファンド登録団体助成金についての補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第6条 市長は、第5条の規定による申請があったときは、横浜市市民協働条例第17条

に定める横浜市市民協働推進委員会（以下、「市民協働推進委員会」という。）に諮ることとする。

2 市民協働推進委員会は、第1条の目的を実現する観点から審査基準を決定し、これに基づいて交付先及び金額等を審査する。

3 市民協働推進委員会は、審査に当たって、基金に対する寄附者の意向を尊重するよう努めるものとする。ただし、寄附者の意向を尊重することにより、寄附者に特定の利益を与える等、法令の趣旨に反するおそれがあると認められるときは、この限りではない。

## 4 令和元年度第1回横浜市市民協働推進委員会市民活動運営支援事業部会

(1) 開催日時 令和元年8月26日（月）13時～16時

(2) 市民活動運営支援事業部会名簿（部会長を除き五十音順） 出席委員5名

	氏名	所属等
部会長	松村 正治	恵泉女学園大学人間社会学部准教授 特定非営利活動法人 よこはま里山研究所 NORA 理事長
推進委員	池田 誠司	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会地域活動部担当部長
専門委員	井川 文作	横浜信用金庫 業務推進部
専門委員	時任 和子	特定非営利活動法人 夢コミュニティ・ネットワーク理事長
専門委員	渕元 初姫	法政大学大学院公共政策研究科 特任教授